平成２６年（フ）第８１号
佐賀県唐津市厳木町厳木1208番地
債務者　岡本　知美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１８０号
神奈川県三浦市初声町高円坊1040―２　福井記念病院内、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3007番地１　メガロン三浦海岸第２―802
債務者　関谷　博士
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３６号
青森県弘前市大字城東４丁目９番地６　城東アパート５号
債務者　今野　博己
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４１号
青森県弘前市大字中野５丁目５番地２　ベルエポックジュン202号
債務者　白戸千津子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３８２号
神奈川県厚木市棚沢255番地１　デュープレックス棚沢Ⅱ―106、前住所神奈川県厚木市飯山2854番地１　本厚木ハイデンス316
債務者　堀切　真人
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４９９号
名古屋市天白区島田４丁目2203番地　幸川マンション島田303号
債務者　大塚　潔佳
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５２８号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟101号
債務者　鬼頭　　広
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８８号
愛知県愛西市持中町佐渡り318番地22
債務者　岡本　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１５号
神奈川県厚木市上落合436番地３　ハイツフアミール202、前住所神奈川県厚木市愛甲２丁目１番12号　マントバ102
債務者　立原　雅裕
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５９０号
名古屋市守山区小幡南３丁目18番21号　フローレスヤマワキ103号
債務者　濱洲　守男
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６８０号
横浜市南区中村町２丁目139番地１　アルミナ光１―B
債務者　佐藤美穂子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８９号
横浜市神奈川区子安通３丁目332番地　佐藤ハイツ205号
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４０号
横浜市磯子区岡村５丁目１番８号
債務者　相原　裕司
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８７号
横浜市戸塚区上矢部町3177番地27
債務者　川上　芳雄
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５号
長野県小諸市甲2176番地１　ファミーユ宮前312号室
債務者　塚原　陽一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第５０６号
静岡市清水区駒越西１丁目１番13―２号、旧住所横浜市神奈川区菅田町2695番地１　フェルミール片倉202号
債務者　坂上　無我
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部